

奈良県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第六十号

奈良県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 奈良県土採取規制条例施行規則（昭和四十九年九月奈良県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）

第二条 奈良県土採取規制条例施行規則の一部を次のように改正する。

第八条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第一条及び次項の規定は令和七年四月一日から、第二条の規定は同年五月七日から施行する。

（経過措置）

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）は、第一条の規定による改正後の奈良県土採取規制条例施行規則第八条第二項第七号に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。